

○横手市空家等の適切な管理に関する条例

平成28年6月29日
条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者は、特定空家等となるおそれのある空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急措置)

第4条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めたときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家の所在地及び当該措置の内容を当該空家の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

(横手市空家等対策協議会)

第5条 空家等対策に関する重要事項について調査及び協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第6条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の施策に関し重要な事項に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、9人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市内に住所を有する満20歳以上の者であつて、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

ろによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

- 第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

- 第12条 市長は、必要があると認めたときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に法第14条第1項の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令に関する情報を提供し、当該特定空家等を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(横手市空家等対策協議会設置条例の廃止)
- 2 横手市空家等対策協議会設置条例（平成27年横手市条例第26号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例第3条の規定により委嘱されている者は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、その者が廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例の規定により委嘱された日から起算する。

○横手市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成28年6月29日
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び横手市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年横手市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定空家等の判定)

第2条 法第2条第2項に規定する特定空家等の判定は、別表第1から別表第6までに掲げる判断基準により行うものとする。

(立入調査等)

第3条 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。
(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は助言・指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による命令に係る事前の通知は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知書に対する意見書（様式第7号）により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知書に対する意見聴取請求書（様式第8号）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。

5 法第14条第11項の規定による標識は、様式第10号によるものとする。

(代執行)

第7条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告は、戒告書（様式第11号）により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書（様式第12号）により行うものとする。

3 行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第13号）によるものとする。

(緊急措置)

第8条 条例第4条第2項の規定による通知は、緊急措置実施通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 市長は、条例第4条第3項の規定により緊急措置に要した費用を当該空家の所有者等に請求するときは、当該措置を講じた日から30日以内に通知するものとする。

3 前項の請求に係る納期限は、納入通知書の発行の日から30日以内とする。

4 市長は、条例第4条第1項に規定する緊急措置を講じた空家等の所有者等が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その事由が解決されるまでの間、緊急措置に

要した費用の請求を猶予し、又は停止することができる。

- (1) 当該空家等の所有者等を確認することができない場合
- (2) 当該空家等について紛争中であること等の理由により、所有者等の特定が困難な場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認めた場合
(会議の公開)

第9条 条例第5条の横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

- (1) 協議事項に横手市情報公開条例（平成17年横手市条例第23号）第6条各号に規定する情報が含まれている場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められた場合
(協議会の議事録)

第10条 協議会の会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を職員に作成させるものとする。

- (1) 協議会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の経過に関する事項
(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。